山形県誰もがかんを知り、県民みんなでがんの克服を目指す条例の概要

（平成 28 年 12 月 27 日公布・施行　山形県条例第 60 号）

【条例制定の考え方】

がんは、一生のうちに二人に一人はかかりうる病気と言われており、県民の生命や健康にとって重大な脅威となっています。本県は、がん検診の受診率は全国でも最も高い水準を維持していますが、胃がんによる死亡率が全国に比して高い傾向が継続しているなどの状況があり、県を挙げたがん対策の推進が必要となっています。

この条例は、長期的な視点でのがんの予防のための対策、がん検診の受診率の向上によるがんの早期発見及び早期治療のための対策を重点的に推進するとともに、がん患者やその家族が適切な配慮のもとに社会において暮らしていくことができるよう県民の理解を深め、さらには、がん医療の充実や就労支援等の環境づくりを推進することなどについて、行政、県民、保健医療福祉関係者、事業者、報道関係者等の県内全ての主体が協働してがん対策に取り組んでいくために制定しました。

【条例の目的】

この条例は、がんが県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、県民の生命や健康に重大な脅威となっていることから、がん対策に関し、県の責務並びに市町村、保健医療福祉関係者、県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進し、もって、県民が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

【県の責務】

県は、国、市町村、保健医療福祉関係者その他の関係機関と連携を図りつつ、本県の特性に応じたがん対策に関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有することとしています。

【関係者の役割】

○市町村の役割

県などの関係機関と連携を図りつつ、その地域の実情に応じたがんの予防、がん検診の受診率の向上等のがん対策の推進に努めていくこととしています。

○保健医療福祉関係者の役割

医療・保健・福祉それぞれの分野で、県民の生命や健康を支えていくため、がんの予防・早期発見、がん医療、介護等において積極的な役割を果たしていくこととしています。

○県民の役割

がんに関する正しい知識を持ち主体的に行動すること、がん患者やその家族が社会全体の適切な配慮のもとに暮らしていくことができる社会の実現に向けた施策の推進に協力するよう努めていくこととしています。

○事業者の役割

がん検診の受診の勧奨や受診機会の確保についての適切な配慮、従業員やその家族ががん患者となった場合に、従業員が働きながら治療を受けたり、家族を看護したりすることができる環境整備に努めていくこととしています。

【基本的施策】

○がんの予防及び早期発見の推進

がんに関する正しい知識の普及啓発、がん検診の受診率向上のための普及啓発、精度がより高い検査手法の導入推進等

○健康的な食生活の推進

がんと食生活との関係についての知識や適切な食習慣を身に付けるための普及啓発

○教育の推進

学校などにおける児童・生徒の年齢に応じたがんに関する理解を深める教育の推進

○女性特有のがんに係る対策の推進

女性特有のがんの特性を踏まえた知識の普及啓発、がん検診を受けやすい環境の整備

○がん医療の充実

がん診療連携拠点病院等の機能強化等、小児がん・希少がん対策における広域的な連携協力体制の構築、先進的ながん治療の推進等

○緩和ケアの充実

がんと診断された時からの緩和ケア活用の促進、切れ目ない緩和ケア提供のための連携等

○在宅医療の推進

地域で安心してがん医療を受けられるための連携・協力体制の整備等

○がんに関する情報の収集及び提供

がんに関する必要な情報を収集し、広く提供

○がん患者等への相談支援体制の整備等

がん患者の療養の質の向上、社会生活における不安の緩和等のための相談支援体制の整備

○就労の支援

事業者等への啓発、就労に関する相談支援体制の整備

○学業と治療の両立

教育と適切ながん治療が両立できる環境整備

○がん登録の推進

がん医療の水準向上のためのがん登録の推進

○がんに係る研究の推進

がんの予防・診断・治療法等の研究の促進

○県民運動の推進

がん検診の積極的な受診促進のため、がん検診推進強化月間を設定

【がん対策の推進体制の整備】

○がん対策に関する総合的な施策を策定し、計画的に推進するための体制の整備等の措置を講ずるよう努めることとしています。

【財政上の措置】

○がん対策の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとしています。